**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第359号）**

**〔　児童通告書非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和４年９月28日）**

**第一　審査会の結論**

　　　諮問実施機関（大阪府知事）の判断は、妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和元年５月９日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

　　○○年○月○日に、○○と、○○による、○○（以下「○○」という。）に対する傷害事件についての、○○警察署で作成された供述調書を○○の子供家庭センターに通告された内容

２　令和元年５月17日、実施機関は、条例第13条第２項の規定により、本件請求の対象となる行政文書を「（○○警察署からの）児童通告書」（以下「本件行政文書」という。）と特定して、行政文書の非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、以下のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

なお、当該通知における公開しない理由中「第９条１項」との表記は、第９条第１号の誤りと思われるため、以下「第９条第１号」と表記する。

（公開しない理由）

条例第９条第１号による特定の個人が識別されるさまざまな情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため。

　３　令和元年５月29日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

　１　令和元年５月29日付け審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）における主張

（１）本件決定につき、担当室である大阪府○○子ども家庭センター（以下「子ども家庭センター」という。）は、申立人が開示請求を行った情報につき、条例第９条第１号が規定する「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。」に該当することを理由に非公開としている。

（２）しかしながら、申立人が情報公開を求めた情報は担当室が主張するように条例が規定する「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。」に該当するものではなく、また、本件決定は条例第９条第１号の趣旨に反する処分であり、取消を免れない。

（３）この点、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものとされており、「正当と認められるもの」か否かの判断については、客観的に明白である場合を除いて、当該個人から意見を聴取するなどにより、慎重に取扱い、客観的な判断に努めることとする（条例第17条第１項参照）とされている。そして、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」に該当せず、公開することができる情報の例としては、以下のものが考えられるとされている。

ア　何人でも法令の規定により、閲覧できる情報（閲覧を利害関係人等にのみ認めているもの及び法令の規定では何人とされていても、現に制限されているものは含まない。）

（例）株式会社の代表取締役の氏名及び住所並びに他の取締役の氏名

イ　個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報

（例）被表彰者名簿

ウ　個人が自主的に公表した資料等から他人が誰でも知り得る情報

（例）著書や報道記事等において広く公表されている個人の職業、所属団体、経歴等

エ　従来から慣行上公開しており、かつ、今後公開しても、それが一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報でないことが確実であるもの

（例）審議会等の委員の氏名、大学の教授等の氏名、社会的活動を行っている団体の代表者の氏名

オ　専ら個人の資格で事業活動に従事する専門職の当該職務に関する情報

（例）医師、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等の職・氏名

カ　サービスの内容や性格から氏名等を明らかにして職務に従事する者の当該職務に関する情報

（例）居宅介護支援に係る介護支援専門員及び訪問介護に係る訪問介護員の職・氏名

キ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるもの（第17条第２項第２号参照）

（例）河川占用許可申請書、道路占用許可申請書、宅地造成の勧告書、改善命令書

ク　公務員の職務に関連する情報

（例）起案者名、決裁者名、旅行命令簿・復命書の出張者名、決裁印

（４）ア　本件では申立人は申立人の監護教育する○○が被害者となっている暴行、傷害事件について、○○警察署が傷害事件として○○年○月○日に通告した事件（通告番号○○年第○○号、罪名 傷害罪）にかかる加害者児童２名、○○の各供述調書、捜査報告書等の開示を求めているが、加害児童２名の供述調書は当該加害児童の個人情報を広く含むものであり、その開示にあっては当該加害児童のプライバシーを尊重する必要性が高いことは否定できない。

イ　しかしながら、当該加害児童２名の供述調書については、加害児童の氏名、住所、生年月日等の私生活の領域を削除・マスキングして公開をしなければ、加害児童のプライバシー侵害や個人情報の開示に当たらないはずである。また、被害者である○○の供述調書

は○○自身が捜査官に話した内容であり、読み聞かせの上、署名捺印までしており、「○○自身の個人情報」でもある。また、「○○自身の供述内容」は○○が加害児童らに対して損害賠償請求をするための重要な情報であり、その情報を○○自身が公開することを了承しているにも関わらず、何故に公開を躊躇う必要があるか。また、○○の供述調書に記載されている加害者児童の名前も該当箇所をマスキングすれば十分に対応出来るはずである。

ウ　担当室である子ども家庭センターは、マスキング作業という僅かな一挙手一投足の労を惜しんでいるだけである。そのことをもって、傷害事件の被害者である○○の損害賠償請求の行使を制限する謂われはないはずである。被害者○○の生命、健康、生活又は財産（それを回復するための損害賠償請求）を保護するため公にすることが必要なものである。

エ　申立人の開示を求めている情報は「公開できる情報」として、大阪府が例示する前記（３）イ及びキに該当する。

（５）ア　また、本件決定は条例第９条第１号から非公開決定にするという運用を行っているが、当該非公開決定という運用自体、条例第９条の趣旨である個人のプライバシー保護に反する結果となる。

 　　 イ　この点、個人のプライバシーはそもそも「自己の情報をコントロールする権利」と解釈されており、自己の情報を開示するだけでなく、非開示にしたり、訂正を求めたり、削除を求めたりすることが、個人の尊重、個人の尊厳に繋がることから重要な人権として保障されている。したがって、個人の情報につき、自己の情報のコントロールが出来ないならば、プライバシーの保護は図ることが出来ず、逆に、個人のプライバシーを侵害することになる。このため、個人情報保護法では自己情報の公開だけでなく、削除・訂正まで広く求めることを明文で規定している。

　２　令和元年９月21日付け反論書（以下「第１反論書」という。）における主張

（１）処分庁の弁明によると「審査請求人が公開請求している行政文書は、処分庁が○○警察署から通告を受けた傷害事件に関する供述調書等であり」、当該行政文書には、「通告を受けた児童の傷害事件における行為態様が記載されている。」と主張し、「傷害事件における行為態様」は「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるものに該当する。」と弁明する。しかしながら、処分庁の弁明は全く合理的な弁明ではなく、詭弁以外の何ものでもない。

この点、条例第９条第１号には「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態…特定の個人が識別され得るもの（「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないもの…」を非公開とする旨規定している。

しかしながら、処分庁が弁明するように「傷害事件における行為態様」は条例第９条第１号に列挙されている事由のいずれにも該当しない。また、処分庁の弁明には、「何故に『傷害事件の行為態様』が『個人の識別情報』に該当するのか否か」 「何故に『一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる』のか」理由が全く示されていない。処分庁の弁明は全く弁明の体をなしてはいない。

（２）マスキング云々の審査請求人の主張に対する弁明も、「間接的に特定の個人が識別され得る」から非公開とすると主張するが、 「間接的な事情」等を言い出せば、全ての情報について「間接的に特定の個人が識別される」可能性が否定できず、結果的に全ての情報の公開が一切認められない扱いになる。ましてや、何をもって「間接的に個人が識別され得る」のか明らかでないし、処分庁の弁明は例外規定である情報公開条例の非公開処分の不当な拡大解釈である。

（３）本件加害児童による傷害事件について、審査請求人は傷害事件の被害者である。それにも関わらず、被害児童の保護者である審査請求人には傷害事件の情報を一切開示せず、他方で加害児童２名の内の１名（○○）については、加害児童の代理人弁護士からの開示請求には処分結果通知だけを開示したり、他の１名の加害児童（○○）の親権者保護者には処分結果通知だけでなく同児童の供述内容も開示するような不公平な扱いを行っている。

（４）処分庁の意見が採用されるのであれば、条例、個人情報保護法、犯罪被害者保護等基本法第５条、同法第12条の趣旨は全て画餅に帰してしまうだけでなく、国が地方公共団体に求めている犯罪被害者支援施策に真っ向から反対する結論となる。

（５）申立人の請求が認められるべきである。

３　令和元年11月24日付け反論書（以下「第２反論書」という。）における主張

（１）処分庁の弁明によると「令和元年８月15日付け弁明書で述べたとおり、条例第６条に基づく行政文書公開請求については、『請求者が何人であっても同じ対応を行う』ものであり、非公開とする、本件決定についても適切に対応している。」と主張する。

（２）しかしながら、審査請求人が原告となる損害賠償請求訴訟事件で加害児童２名の内の１名（○○）については、加害児童の代理人弁護士が子ども家庭センターから開示された処分結果通知を証拠として提出している（添付資料参照）。

また、他の１名の加害児童（○○）の親権者保護者からも近々、子ども家庭センターから開示された同児童の供述内容に関する資料を証拠として提出される模様である。

（３）果たして、処分庁は真実、請求者が何人であっても同じ対応を行うという扱いをしているのか甚だ疑問と言わざるを得ない。

（４）何度も主張するが処分庁の意見が採用されるのであれば、条例、個人情報保護法、犯罪被害者保護等基本法第５条、同法第12条の趣旨は全て画餅に帰してしまうだけでなく、国が地方公共団体に求めている犯罪被害者支援施策に真っ向から反対する結論となる。

（５）申立人の請求が認められるべきである。

４　令和２年１月24日付け反論書（以下「第３反論書」という。）における主張

（１）処分庁の弁明によると「令和元年８月15日付け弁明書で述べたとおり、条例第６条に基づく行政文書公開請求については、『請求者が何人であっても同じ対応を行う』ものであり、非公開とする、本件決定についても適切に対応している。」と主張する。

（２）しかしながら、従前主張したように審査請求人が原告となる損害賠償請求訴訟事件で加　害児童２名の内の１名(○○)については、加害児童の代理人弁護士が子ども家庭センターから開示された処分結果通知を証拠として提出している。

また、他の１名の加害児童(○○)の親権者保護者に対しては、添付資料の①児童通告書、②加害児童作成の書面、③援助過程を記載した書面、④保護者による児童アセスメントシートを開示し、○○年○月○日弁論準備手続にて証拠として提出された。

ましてや、②、③の書面には被害児童である「○○」、もう一人の加害児童「○○」の名前を一切マスキングもすることなく開示している。

処分庁がそもそも審査請求人に開示を拒否した理由である「特定の個人が識別され得る」という利益に反する対応を加害児童の親権者保護者に行っていることが明らかとなろう。

（３）果たして、処分庁は真実、請求者が何人であっても同じ対応を行うという扱いをしているのか甚だ疑問と言わざるを得ない。

（４）審査請求人は事件の被害者である。事件被害者が加害児童や加害児童の親権者保護者に対して、損害賠償請求をする場合、立証責任は被害者である審査請求人側にある。

処分庁の弁明によるならば、審査請求人は個人情報保護法に基づいて開示の請求をすれば開示が出来るというのであろう。

しかしながら、事件当事者でも被通告者でもない被害児童が開示を求める資料が「個人情報」とは言えない以上、条例による行政文書の公開請求しか方法はない。

処分庁の意見が採用されるのであれば、条例、個人情報保護法、犯罪被害者保護等基本法第５条、同法第12条の趣旨は全て画餅に帰してしまう。

加害児童側に情報を開示する一方で犯罪被害者である被害児童側に一切の情報の開示をしないという処分庁の取扱は、国が地方公共団体に求めている犯罪被害者支援施策に真っ向から背く、不公平、不平等な扱いと言えよう。

（５）申立人の請求が認められるべきである。

５　令和２年12月21日の口頭意見陳述における主張

　　本件は、集団リンチ事件に関しての情報公開請求である。加害者側が請求したことに対しては、開示されているにもかかわらず、被害者側が請求した本件請求について、開示されないのは納得がいかない。

加害者側を相手取っての損害賠償請求事件において、文書送付嘱託や調査嘱託の制度も利用したが、大阪府から開示されなかった。このまま真実が分からなければ、正当な損害賠償額も分からない。

是非、犯罪の被害者であるという立場を考えて対処していただきたい。

**第五　実施機関の主張要旨**

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

　１　令和元年８月15日付け弁明書における主張

（１）弁明の趣旨

　　　 本件審査請求を棄却する裁決を求める。

（２）審査請求の理由に対する認否

ア　審査請求人による第四１（１）から（３）までの「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものに該当しない」との主張については否認する。

　　　条例第９条第１号には、公開してはならない行政文書として、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの(以下「個人識別情報」という。)のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定されている。

審査請求人が公開請求している行政文書は、処分庁が○○警察署から通告を受けた傷害事件に関する供述調書等であり、当該行政文書には、通告を受けた児童の傷害事件における行為態様が記載されており、これは、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるものに該当する。

　　イ　第四１（４）の「加害児童の氏名、住所、生年月日等の私生活の領域を削除・マスキングして公開をしなければ、加害児童のプライバシー侵害や個人情報の開示に当たらないはずである。」との主張については否認する。

　　　たとえ、加害児童の氏名、住所、生年月日等をマスキングしたとしても、当該行政文書に記載された内容と、請求人が行政文書公開請求書に記載している児童の氏名を照らし合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得る。

ウ　第四１（４）及び（５）の「被害者の供述調書については被害者自身の個人情報であり、非公開決定することは個人のプライバシー保護に反する」との主張については否認する。

　　　条例第６条に基づく行政文書公開請求については、請求者が何人であっても同じ対応を行うものであり、申立人の主張はあたらない。

（３）処分庁の意見

　　　処分庁は、令和元年５月17日付○○第○○号「非公開決定通知書」で、情報公開請求に対する決定として非公開としたことは適法である。

したがって、本件審査請求は速やかに棄却されるべきであると思料する。

２　令和元年10月18日付け弁明書における主張

（１）第１反論書に対する認否

ア　審査請求人による第１反論書の項目１について、否認する。

条例第９条第１号には、公開してはならない行政文書として、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの(以下「個人識別情報」という。)のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定されているが、大阪府情報公開条例解釈運用基準（平成31年４月）（以下「条例解釈運用基準」という。）には、「『個人の思想・・・所得等に関する情報』は、個人のプライバシーに関する情報について例示するものである」と記載されている。

したがって、処分庁としては、「傷害事件における行為態様」には、同号に例示されている個人の思想、家族構成、学歴、住所等の個人識別情報が含まれているものであり、このような情報については、類型的に「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」に該当するものと考える。

イ　第１反論書の項目２について、否認する。

　　　　処分庁としては、令和元年８月15日付け弁明書で述べた通り、加害児童の氏名、住所、生年月日等をマスキングしたとしても、当該の行政文書公開請求書に記載された氏名から類推し、間接的に特定の個人が識別され得ることから「特定の個人が識別され得るもの」と判断している。

　　　　条例解釈運用基準にも「『特定の個人が識別され得るもの』には、特定の個人が当該行政文書の情報（氏名、住所等）から直接識別できる情報だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものを含む。」と記載されており、請求人の主張する「不当な拡大解釈」には当たらない。

ウ　第１反論書の項目３について、否認する。

　　　　条例第６条に基づく情報公開請求と大阪府個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第12条に基づく開示請求は、別個の手続きであり、個別の事案ごとの判断になるため、不公平な扱いには当たらない。

エ　第１反論書の項目４については、意見を述べる立場にない。

（２）処分庁の意見

　　　処分庁は、令和元年５月17日付け○○第○○号「非公開決定通知書」で、情報公開請求に対する決定として非公開としたことは適法であると考える。

したがって、本件審査請求は速やかに棄却されるべきであると思料する。

　３　令和元年12月23日付け弁明書における主張

（１）第２反論書に対する認否

ア　第２反論書の項目１、２及び３については否認する。

審査請求人は、「処分庁が条例第６条に基づく行政文書公開請求について「請求人が何人であっても同じ対応を行う」と主張し、一方、損害賠償請求訴訟事件において、関係児童の法定代理人が、処分庁から開示された個人情報開示請求による文書を証拠として提出している」旨を主張する。しかし、本件審査請求に係る審査請求人からの公開請求は、条例に基づく行政文書公開請求であって、審査請求人の主張は不当である。

イ　第２反論書の項目４については、不知である。

（２）処分庁の意見

　　　処分庁は、令和元年５月17日付け○○第○○号「非公開決定通知書」で、情報公開請求に対する決定として非公開としたことは適法であると考える。

したがって、本件審査請求は速やかに棄却されるべきであると思料する。

４　令和２年２月20日付け弁明書における主張

（１）第３反論書に対する認否

ア　第３反論書の項目２及び３については否認する。

条例第６条に基づく行政文書公開請求への対応は「請求人が何人であっても（個人情報は公開してはならないとする）同じ対応をする」とされている。一方、個人情報保護条例に基づく個人情報開示請求については、本人及び未成年者の法定代理人のみを請求者としており開示できる対象を限定している。

処分庁は条例及び個人情報保護条例に基づき、適正に対応しており、審査請求人の条例による行政文書公開請求と個人情報保護条例による個人情報開示請求の双方を「請求人が何人であっても同じ対応をする」との認識はあたらない。

イ　第３反論書の項目４については、論じない。

（２）処分庁の意見

処分庁は、令和元年５月17日付け○○第○○号「非公開決定通知書」で、行政文書公開請求に対する決定として非公開としたことは適法であると考える。

したがって、本件審査請求は速やかに棄却されるべきであると思料する。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

　　　このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

　　　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

　２　本件行政文書について

　　　本件行政文書は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第１項に基づき、○○警察署長から子ども家庭センターに対して発出された、○○に係る児童通告書及びその添付文書一式並びに○○に係る児童通告書及びその添付文書一式である。

　３　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　　　実施機関は、本件係争情報が、条例第９条第１号に該当すると主張するため、その該当性について以下検討する。

　（１）条例第９条第１号について

　　　　条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限保護する旨を宣言している。また、条例第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

　　　　本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

　　　　同号は、

　　　ア　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

　　　イ　特定の個人が識別され得るもののうち、

　　　ウ　一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる

　　　　情報が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

　　　　そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

　　　　また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

　さらに、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」についても公開してはならない旨定めている。これは、氏名や住所等の個人識別情報を除いても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報については公開してはならないことを定めたものである。

例えば、カルテ、反省文等の個人の人格と密接に関連する情報や未公表の研究論文等公開すれば財産権等を害するおそれがある情報等について、個人識別性がなくとも本人の同意なく第三者に流通させることは適切でないことから、非公開とするものである。

なお、個人の権利利益を害するおそれのある情報であるか否かの判断にあたっては、当該情報の性質、第三者との関連性の有無並びにその態様及び程度その他具体的な状況等を十分に勘案して行うものとし、非公開の範囲を必要以上に広げることのないよう留意する必要がある。

　（２）条例第９条第１号該当性について

審査請求人は、当該加害児童２名の供述調書については、加害児童の個人情報をマスキングしてから公開すれば、加害児童のプライバシー侵害や個人情報の開示に当たらず、被害者である○○の供述調書については、○○自身が捜査官に話した自身の個人情報でもあり、自身が公開を了承しているため、当該供述調書に記載されている加害者児童の個人情報をマスキングすれば公開できる旨主張する。

　　　　本件行政文書には、被聴取者に関する氏名等の情報だけでなく、当該事件の事案経過、自身の私生活、家庭環境及び心情等が記載されており、全体として相互に関連性を有する不可分一体の情報である。また、これらは秘匿性の高い内面的な状態を示すものであり、極めて機微にわたる私的な情報であると認められる。

加えて、全て児童は「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第１条）とされており、児童の権利利益の擁護については特に慎重な取扱いが求められるものであるから、本件行政文書から特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても、それ以外の情報を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるといえる。

また、条例第６条に基づく行政文書公開請求については、請求者が誰であっても同じ対応を行うものである。したがって、請求者が自らの情報が記録された行政文書を公開請求した場合であっても、他人が請求を行った場合と同様に当該個人のプライバシー情報は公開されないことから、審査請求人の公開請求について、○○自身が公開することを了承していたとしても、プライバシー情報は公開されないことになる。

　なお、審査請求人のその他の主張については、本件決定に直接関係するものではなく、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

　以上、本件行政文書を非公開としたことは妥当であるとの実施機関の主張には不合理な点はなく、本件決定において、本件行政文書を非公開としたことは妥当であると判断する。

４　結論

　　　以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がなく、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　正木　宏長、魚住　泰宏、井上　理砂子、春名　麻季